

【質問】身寄りがなく一人暮らしです。急に状態が悪くなったとき、入院したり希望する医療を受けたりできるか心配です。(87歳、女性)

成年後見人

【回答】医療機関では、

治療への同意や入院費の支払い、緊急時の連絡などに関して、本人以外のご家族の身元保証人、身元引受人を求める場合が多く見られます。しかし近年、一人暮らしの人や、頼れる親族がいない人の増加により、これらの確認が取れず治療に難渋することが増えてきています。

認知症や急な意識消失といった病状により、自分で判断する能力が不十分になったときでも、個人とし



困難な状態となった人を助ける「成年後見人制度」というものがあります。

意思尊重し契約代行

身寄らない人は 備えを

ての意思が尊重され、必要な医療が安心して受けられることが重要です。このため、病气などにより、不動産や預貯金などの財産管理をしたり、身の回りの世話

同制度は「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類からなります。法定後見制度は、判断能力が不十分と判断された人

のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりすることが

に対して、家庭裁判所が成年後見人を定めます。本人の代理として契約などのい

務について代理権を与える契約を、公正証書により締結しておくものです。今回の相談のケースでは、任意後見制度を利用することで今後、諸契約を自分でできなくなっても、入院や治療に関する契約を結ぶことができます。しかし後見人であっても、治療に

対して本人がどう考えているかがわからない場合、安易に治療に対する同意を行うことができません。日頃から後見人とコンタクトを取り合い、家族、医療関係者を交えて話し合う「アドバンスケアプランニング(人生会議)」や、生前の意思を残す「リビングウィル」などで、人生の終末期に対する考えを明らかにしておくことが大切です。

一人暮らしで将来に不安がある人にとってメリットが大きい制度ですが、一方で契約の手間や料金が発生するデメリットもあります。ほかにも支援制度はあり、地域包括支援センターや社会福祉協議会に相談されるとういでしょう。身寄りがなくても望む医療を受けることは可能です。安心してください。(県医師会)

質問をどうぞ

この欄では県医師会が医療制度全般の質問にお答えします。質問希望の方は知りたい内容を分かりやすくまとめ、〒852-8601、長崎市茂里町3の1、長崎新聞社生活文化部「医療制度Q&A」係までお送りください。不明な点をお聞きする場合がありますので住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記してください。なお、直接本人への回答はいたしません。